

1. 計画策定の趣旨・位置づけ

国では、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年12月公布)を制定し、同法律に基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。

国は、地方公共団体も国土強靱化の理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することを求め、大阪府においても大阪府強靱化地域計画を策定しています。

門真市においても、国土強靱化基本計画、大阪府強靱化地域計画との調和を図りつつ、平成30年6月の大阪北部を震源とする地震、7月の豪雨、9月の台風21号の教訓をいかし、懸念される南海トラフ地震への対策を踏まえた、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動や経済活動が可能で速やかに回復し成長を持続することができるだけの「しなやかさ」を併せ持ったまちづくりをすすめるため、門真市国土強靱化地域計画を策定します。



2. 基本的な方針

4つの基本目標を設定

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【対象とする災害】
地震・風水害(台風・豪雨)

【計画期間】
令和11年度までを見据えて策定

7つの事前に備えるべき目標を設定

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑦ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 脆弱性に基づく取組みの推進

脆弱性の評価

事前に備えるべき目標から、「起きてはならない最悪の事態を27ケース想定し、これらの事態に対する現状を把握。

- 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- ~
- 7-5 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な被害

必要な取組みの検討

- 起きてはならない最悪の事態ごとに必要となる取組みを総点検
- 必要な個別施策を検討(取組内容・現状・目標等)

【起きてはならない最悪の事態】
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【必要な取組み】
① 市有建築物の耐震化
② 市営住宅の耐震化
③ 民間住宅・建築物の安全性の確保 等

具体的な取組みの推進

- 起きてはならない最悪の事態ごとに個別施策を推進
- 【記載例】住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【具体的な取組】
① 市有建築物の耐震化

取組	● 地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に施設の長寿命化並びに耐震化対策を実施します。
	現状
関連計画	● 公共施設等総合管理計画を策定しています。
	門真市営住宅長寿命化計画 門真市公共施設等総合管理計画 門真市公園施設長寿命化計画 門真市橋りょう長寿命化計画 門真市住宅・建築物耐震改修促進計画

「起きてはならない最悪の事態」と必要な取組み

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		必要な取組	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	市有建築物の耐震化、市営住宅の耐震化、民間住宅・建築物の安全性の確保 等	計9項目
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	密集市街地対策、火災予防・火災対策の推進、消防団の活動強化	計3項目
		1-3	長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	治水対策、都市基盤施設の老朽化対策、下水道機能の早期確保 等	計6項目
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	医薬品、医療用資器材の供給、地域緊急交通路等の通行機能の確保、食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策 等	計5項目
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動強化、消防団の活動強化、後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保 等	計4項目
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	帰宅困難者対策	計1項目
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	医薬品、医療用資器材の供給、地域緊急交通路等の通行機能の確保	計2項目
		2-5	被災地における疫病・感染症等大規模発生	被災地域の食品衛生監視活動、被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施、下水道機能の早期確保 等	計5項目
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災地域の食品衛生監視活動、総合防災訓練等、ライフラインの確保等 等	計7項目
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	震災後の復興都市づくりにおける人材育成、発災時における地域の安全の確保、	計2項目
		3-2	市役所の機能不全	防災情報の収集・伝達、メディアとの連携強化、震災後の復興都市づくりにおける人材育成等	計7項目
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	メディアとの連携強化、地震ハザードマップの活用、正しい情報発信 等	計4項目
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	メディアとの連携強化、災害時の市民への広報対策	計2項目
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害時の市民への広報対策、在住外国人への防災情報の提供、地震ハザードマップの活用等	計4項目
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）機能の停止	ライフラインの確保等	計1項目
		5-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道の早期復旧及び飲用水の確保	計1項目
		5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理、都市基盤施設の老朽化対策、下水道機能の早期確保 等	計4項目
		5-4	基幹的交通から地域交通網の長期間にわたる機能停止	地域緊急交通路等の通行機能の確保、鉄道施設の耐震化、迅速な道路啓開	計3項目
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	火災予防・火災対策の推進、消防団の活動強化、市町村消防の広域化 等	計4項目
		6-2	調節池の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	調節池の防災・減災対策、都市基盤施設の老朽化対策	計2項目
7	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の適正処理	計1項目
		7-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	震災後の復興都市づくりにおける人材育成、地域の中小企業者等の事業再開のための措置	計2項目
		7-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	治水対策、都市基盤施設の老朽化対策、下水道施設の耐震化等 等	計4項目
		7-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保、市町村消防の広域化	計2項目
		7-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な被害	正しい情報発信、地域の中小企業者等の事業再開のための措置	計2項目